

# 新ルールに基づく取組の実態把握調査（調査方針）

平成30年9月28日（金）  
第68回公文書管理委員会資料  
内閣府公文書監察室

## 1. 趣旨・目的

資料3-2

- 平成30年7月20日閣僚会議決定を受けて、昨年末の改正ガイドラインによる新ルールについて、各府省の取組実態を把握するために実施。
- 実地調査を含む実態把握を通じて、以下の目的の達成を目指す。
  - ①新ルールの浸透・徹底（各府省におけるガイドラインに基づく取組の確実な実施を促す）
  - ②文書管理のPDCAサイクルの確立（課題や好事例を抽出し、公文書管理制度の改善に資する）

## 2. 調査の項目、手法、対象

- 【調査項目】
- ①電子文書の保存（共有フォルダの整理、電子メールの選別）
  - ②正確性の確保ルールへの対応（打合せ等の記録に係る相手方等の確認等）
  - ③1年未満保存文書への対応（保存期間表の整備状況）
  - ④文書管理担当者の指名

※①閣僚会議決定での検討課題（電子的な行政文書の所在情報管理の仕組みの構築）への対応、②外形的にチェックが可能なこと、③新ルール適用初年度でも実績が把握可能なこと を考慮して、選定。

【調査手法】調査内容に応じて、以下の調査手法を組み合わせる実施。

- ・実地調査（サンプリングによる現物確認）
- ・書面調査（公表資料・提供資料を基にしたヒアリング）

- 【調査対象】
- ①②…1府12省庁の内部部局を想定
  - ③④…全省庁を想定

## 3. 調査の進め方

年度内を目途に、調査結果を取りまとめることとし、調査の節目において、公文書管理委員会に報告。